

平成29年度第1回印西市通学区域審議会 会議録

- 1 開催日時 平成30年1月19日（金）午後2時～午後3時15分
- 2 開催場所 印西市役所 41会議室
- 3 出席者 伊東 洋樹 委員、岸 祐尚 委員、澤根 孝之 委員
佐久間 成 委員、秋田 裕日美 委員 内田 圭子 委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 大木教育長、坂木学務課長、岡田主幹、海老原主査、櫻井主査
- 6 傍聴者 0名
- 7 議 事 （1）小倉台小学校及び木刈中学校の通学区域の変更について
（2）その他
- 8 議事録 （要点筆記）

事務局 本日はご多用のところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
会議に先立ちまして、何点かご説明とご報告をさせていただきます。
会議の公開と傍聴規定についてでございますが、当審議会は原則公開とさせていただきます。また、傍聴につきましては、事務局で作成した傍聴要領に沿って受付しております。なお、本日の傍聴者は、現在のところ0名でございます。
次に、会議の録音及び会議録の署名等についてでございます。会議は会議録を作成する都合により録音させていただきます。また、会議録の署名は、毎回2名の委員の方をお願いしたいと考えていますが、作成方法を含め、後ほどご協議いただきます。
なお、会議録につきましては、ご署名いただいた後、市役所行政資料室への設置や市ホームページへの掲載を考えています。会議録の公表にあたりましては、発言者の氏名を伏して行いますことを申し添えます。

事務局 それでは、只今より、平成29年度第1回印西市通学区域審議会を開会いたします。

事務局 はじめに、委嘱状の交付を行います。
【大木教育長より各委員に委嘱状を交付】

事務局 ここで、会議の開催について、ご説明とご報告をさせていただきます。
印西市通学区域審議会設置条例第5条第2項において、「審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。」と規定されています。
本日の出席委員は、6名中6名でございますので、同条例の規定に基づく定足

数に達しておりますことから、ここに会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

続きまして、次第の3「教育長あいさつ」、大木教育長よりご挨拶申し上げます。

教育長 会議に先立ちまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しいところ、通学区域審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

本審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公立小・中学校の通学区域について、調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申いただくための組織でございます。

さて、今回、皆様に審議をお願いいたしますのは、共同住宅の建築が計画されております中央南2丁目2番地の通学区域の変更について、でございます。

この場所は、小倉台小学校並びに木刈中学校の通学区域でございますが、ご承知のとおり、小倉台小学校は、千葉ニュータウン中央駅周辺の宅地開発等に伴い児童数が急増しており、現在、施設の増改築などで対応を図っているところでございます。

このような中、新たな共同住宅の建築により生じる児童の受け入れは厳しい状況であることから、隣接する内野小学校並びに原山中学校への通学区域の変更について、審議をお願いするものでございます。

本日は、関係校の児童生徒数の現状等をご説明させていただき、皆様から忌憚のないご意見等を賜りたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、次第の4「委員及び事務局職員紹介」に入らせていただきます。
第1回目の審議会でございますので、自己紹介をお願いいたします。

【委員及び事務局職員の自己紹介】

事務局 続きまして、次第の5「会長及び会長代理者の選出」に入らせていただきます。
当審議会の会長及び会長代理者につきましては、印西市通学区域審議会設置条例第4条第1項において、「委員の互選により定める」としてあります。

また、会議の議長につきましては、同条例第5条第1項の規定において、「会長が会議の議長となる」としてありますが、会長が決まっておりませんので、会長及び会長代理者が決まるまでの間、坂木学務課長を仮議長として進めさせていただきます。

坂木課長、お願いします。

仮議長 それでは、会長及び会長代理者が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただ

きますので、よろしくお願いいたします。

最初に、会長の選出ということでございますが、会長につきましては、印西市通学区域審議会設置条例第4条第1項において、「委員の互選により定める。」としています。互選の方法は、どのようにいたしましょうか。

委 員 推薦でお願いしたいと思います。

仮議長 推薦でよろしいか。

委 員 異議なし。

仮議長 異議がないようですので、それでは、どなたかを推薦していただけますでしょうか。

委 員 岸委員を推薦します。

仮議長 その他ございますか。
ないようですので、岸委員に会長をお願いしたいと思います。賛成の方は拍手をお願いします。

【拍手多数】

会長の選出が終わりましたので、議長を会長に交代させていただきます。

議 長 はじめに、印西市通学区域審議会設置条例第4条第4項の規定では、「会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。」となっておりますので、ここで会長代理者を指定したいと思います。

伊東委員、お引き受けいただけますか。

委 員 はい。

議 長 伊東委員に会長代理者をお願いしたいと思います。賛成の方は拍手をお願いします。

【拍手多数】

議 長 それでは、次第の6「会議録の作成方法と署名人」に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事務局 皆様にご協議いただきたい内容が2点ございます。

1点目は、「会議録の作成方法について」でございます。会議録につきましては、その作成方法として、「全文筆記」と「要点筆記」がございます。事務局としましては、「要点筆記」の方法により作成したいと考えていますが、いかがでしょうか。

2点目は、「会議録署名人について」でございます。会議録署名人につきましては、毎回2名の委員の方に署名をお願いしたいと考えています。事務局としましては、本日お配りした議長を除く名簿順でお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

以上、2点についてお伺いいたします。

議長 1点目の会議録の作成方法について、事務局からは要点筆記との提案がありました。ご意見ありますか。

委員 異議なし。

議長 会議録の作成方法は要点筆記とします。

続いて2点目の会議録署名人について、事務局からは本日お配りした議長を除く名簿順との提案がありました。ご意見ありますか。

委員 事務局案に異議なし。

議長 異議なしと認め、今回の会議録署名委員は伊東委員と澤根委員にお願いします。続きまして、次第の7「諮問」に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 印西市立小学校及び中学校の通学区域について（諮問）

【教育委員会から岸会長へ諮問】「参考資料3」

議長 只今、教育委員会から「印西市立小学校及び中学校の通学区域について」諮問がありました。ご意見ありますか。

委員 特になし

議長 それでは、次第の8、議事に入ります。

（1）「小倉台小学校及び木刈中学校の通学区域の変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 小倉台小学校及び木刈中学校の通学区域の変更について
【資料 1 ～ 3 に基づき説明】

議 長 事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

委 員 資料 2 について、中央南 2 丁目 2 番地に共同住宅が建設され、ピーク時の児童数が約 120 名程度と予測しているが、それは小倉台小学校の児童数の推計に含まれているのか。

事務局 資料 2 の小倉台小学校の児童数には含まれていません。

委 員 今回の通学区域の変更については、小倉台小学校区のひとつの区画のみが変更されるため、この部分をみると不自然な通学区域の線引きとなる。今後、対象地に転入してくる保護者の皆様にご理解いただけるのか心配である。小倉台小学校が大規模化しているため、やむを得ない変更と考えるが、対象地以外の地区の保護者対応も必要になってくるのではないか。

次に、内野小学校については、数年前に各学年 3 学級対応で大規模改修したと記憶している。今後の児童数も増加傾向にあることから、内野小学校も教室が不足する可能性があるものと思われる。

今回は、この変更しかないと思う一方で、変更後も厳しい面があるという印象を受けた。

議 長 委員から、対象地以外の地区の保護者も通学区域が変更になると思うのではないか、通学区域が不自然ではないかとの意見がありました。事務局の説明を求めます。

事務局 既に入居していて小・中学校の就学先が指定されている通学区域を変更することは、容易なものではないと考えています。このことから、今回の対象地については、事業者が住宅販売する前の段階で、小倉台小学校及び木刈中学校の通学区域を内野小学校及び原山中学校に変更し、就学先を認識したうえで転入等をしていただきたいと考えています。

次に内野小学校については、資料 2 のとおり児童数が増加傾向にあります。最終的には、各学年 4 学級程度に増加するものと思われ、学校全体として目一杯の状態になってくると考えています。実際の児童数ピークは、共同住宅の入居状況などにより異なりますが、平成 35 年度以降になるものと思われしますので、今後も

未就学児数の推移を注視していく必要があります。

なお、教室数は26ですが、現在は教室以外の使い方をしている部分もありますので、児童数の増加と施設内の教室数とを調整しながら対応していく必要があると考えています。

次に、通学区域の形の件ですが、対象地に隣接している小学校区は内野小学校のみとなり、仮に原山小学校の通学区域とした場合は飛び地となるため、より不自然な通学区域となってしまいます。

委員 小倉台小学校の児童数が落ち着くのはいつ頃になるのか。小倉台小学校は過大規模となっており、教育環境という部分ではあまり良い状態とは言えない。このことから、今回の通学区域の変更はやむを得ないと考えている。先のことを考えて対応することが大切だと思う。

議長 小倉台小学校の見通しについて、事務局の説明を求めます。

事務局 資料2が小倉台小学校の児童数となっています。こちらは住民基本台帳を基に未就学児数を算出していることから、現実的な数字となっています。この資料では平成33年度にピークを迎え、その後は減少に転じています。

なお、共同住宅の場合は、入居開始後、概ね10年後に児童数のピークを迎え、その後は減少に転じる傾向にあります。

委員 通学区域について、小倉台小学校区内の一部の地区は、内野小学校に就学できると聞いている。実際に内野小学校に通学している児童は、それほど多くないが、どの地区が対象になっているか。

また、現在、保護者が協力しながら通学指導などを実施しているが、人数的な制約もあり、学区外まで行き届かないことも考えられる。小倉台小学校区から内野小学校に通学できる制度について、今後の見通しなどがあれば伺いたい。

事務局 現在、通学区域制度の弾力的な運用をしているのは、北総線の南側の小倉台小学校区で、大字で言いますと中央南2丁目、戸神台2丁目、武西学園台1丁目、3丁目となっています。

なお、この運用については、次年度の新入生に対しても実施していますが、現時点で何年後まで継続するという明確な期間は設けておりません。

委員 内野小学校区内で他に共同住宅が建設される情報があるのか。また、共同住宅が建設できる用地はあるのか。児童数が増加傾向にあることから、今後の開発予

定なども考慮したい。

事務局 現時点で、内野小学校区内において、新規共同住宅の開発が予定されている情報はありません。なお、都市再生機構が販売している土地はありますので、関係機関等に情報提供を依頼しているところです。

委員 小倉台小学校の大規模化により、今回の議論が始まっているが、小倉台小学校の現状としては、現在、通常学級 31、特別支援学級 3 で、計 34 学級、児童数 1,040 名の状況である。施設面では、8 教室の増築工事が順調に進み、2 月末頃には竣工する予定である。このことから、教室不足という部分では当分の間は回避されるが、現状では学校施設内を間仕切りにより教室としている部分があるので、その教室の使用は、厳しいものがある。

また、学級数だけでなく、インフルエンザなどのパンデミックのリスクもあるので、学校の大規模化を危惧しているところ。

資料 2 の中で、新規共同住宅の開発により約 120 名の増加が見込まれているが、ピーク時の予測は入居開始から何年後を想定しているのか。

事務局 これまでの実績からみますと、概ね入居開始後 4～5 年で未就学児のピークを迎え、その 6 年後には児童数のピークを迎えます。但し、入居状況などは個々で異なりますので、事務局としては最もリスクが高いものでみていく必要があると考えています。

委員 小倉台小学校の児童数のトレンドと内野小学校の児童数のトレンドがどの時点でどうなるのかという予測は難しいと思うが、どのように分析されているのか。

事務局 小倉台小学校の児童数が減少傾向に転じ、1,000 人以下となる前に対象地のピークの児童数が就学するとなると厳しい状況になるのではないかと考えます。

委員 都市再生機構が処分されてない土地というのは、他にどこにあるのか。

事務局 面積の広い土地として、小倉台小学校区では、中央北 1 丁目に 2 区画、内野小学校区では中央南 1 丁目に 1 区画あります。

委員 武西学園台 3 丁目にある土地は、共同住宅が建設されるのか。

事務局 武西学園台 3 丁目は、戸建住宅となります。

委員 内野小学校の現状として、全校児童数 390 名のうち、千葉ニュータウン大橋を渡って通学している児童が 275 名の状況である。小倉台小学校との位置関係をみると、対象地の共同住宅を戸神台 2 丁目、武西学園台の児童は、通学時に交差することも考えられる。

また、対象地の南側の道路は幅員も広く交通量も増加している。この道路を児童は横断しなければならないという心配もあるが、現在は、保護者や地域の皆様などと協力しながら通学の安全確保に努めている。

なお、内野小学校の学級数については、18 学級までは問題なく増やせるが、それ以上になった場合の対応については、どのようになるのか。

議長 委員から、内野小学校の通学区域とした場合の通学に関すること、学級増に係る施設の対応に関することの意見がありました。事務局としてはどうか。

事務局 通学路については、最終的には学校長の判断となりますので、どの道路をどのように歩き通学することが良いのかを検討しておく必要があると考えます。

また、学校施設につきましては、教室を他の用途に使用している部分がありますので、学校や施設所管課、関係課と協議をしながら、適切な対応が図れるようにしてまいりたいと考えています。

委員 通学路の安全性について、小倉台小学校は 1,000 人を超えている状況で、特に下校時には、イオンの駐車場に入る買い物客や桜台方面にお住まいの方などと児童が交錯して危険な状況が続いている。小倉台小学校区においても、保護者や地域の皆様などと協力しながら通学指導を実施しているが、今後、共同住宅が建設された場合は、中央駅南側の市民はさらに増加し、それに伴い、買い物客などの増加も考えられるが、内野小学校はもとより、市として、小倉台小学校の通学路の安全対策について考えていることはあるのか。

事務局 教育委員会でできる対応には限りがあります。子どもたちの通学という非常に重要なことですので、現状からみた課題を関係機関などと引続き協議しながら進めていく必要があると考えています。

議長 ありがとうございます。対象地区の通学区域の変更については、諮問のとおりとして進めていく方向にしたいと思います。

(2) その他を議題とします。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

議 長 以上で本日の議事は終了します。進行を事務局へ戻します。

事務局 ありがとうございました。次第9その他として事務連絡をさせていただきます。
【事務局より委員報酬及び次回の開催日程について説明】

事務局 それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回印西市通学区域審議会を終了させていただきます。
長時間にわたり、ありがとうございました。

会議資料

- ・資料1 位置図及び通学区域（内野小学校・小倉台小学校）
- ・資料2 児童生徒数及び学級数の推計
- ・資料3 対象地から各小学校までの距離
- ・参考資料1 印西市通学区域審議会委員名簿
- ・参考資料2 印西市通学区域審議会設置条例
- ・参考資料3 諮問書（写）

平成29年度第1回印西市通学区域審議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

平成30年2月1日

委 員 伊 東 洋 樹

委 員 澤 根 孝 之